

学校法人聖母女学院 ベルナデッタ貸与奨学金規程

〔2009年3月27日制定〕

最近改定2018年3月28日

（目的）

第1条 この規程は、学校法人聖母女学院（以下「本学院」という。）が設置する高等学校、中学校、小学校及び幼稚園（以下「学校」という。）に在籍する生徒、児童及び園児（以下「生徒等」という。）のうち、一定の要件を満たすものに対して、各学校の保護者会、後援会、同窓会その他の団体（以下「関係団体」という。）の協力を得て奨学金を貸与することにより、授業料、教育充実費その他学校の諸費（以下「学費等」という。）納入による経済的負担を軽減し、もって生徒等の安定的な修学の継続に資することを目的とする。

（申請資格）

第2条 生徒等の学費等を負担する者（以下「保護者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合、奨学金の貸与を申請することができる。ただし、原則として、国や都道府県等の補助金、手当てを充当した上で、なおかつ保護者の負担すべき授業料等に対しての貸与とする。

（1）経済上の理由により学業の継続が困難な場合

（2）同一世帯で3人以上の生徒等が本学院の学校に在学している場合

2 前項第2号の場合の奨学金貸与対象者は、最上学年の生徒等とする。

3 日本学生支援機構その他の奨学金、育英資金等を受けている者は、原則として申請できない。

（申請手続）

第3条 奨学金の貸与を申請する保護者は、所定の申請書及び家庭調査書を学校長に提出しなければならない。

2 前条第1項第1号の場合は、前項に加えて学費等の納入が困難になったことを証するものを提出するものとする。

（申請の審査）

第4条 奨学金貸与の申請があった場合、学校長は、奨学金審査委員会（以下「委員会」という。）において奨学金貸与の可否を審査する。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成し、第1号の委員が委員長となる。

（1）学校長

（2）副校長又は教頭

（3）生徒指導部長（主任）及び教務部長（主任）

（4）事務室次長又は課長・事務長

（5）法人事務局財務課（1名）

（6）その他、学校長が必要と認める者

3 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

4 委員長は、委員以外の職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

5 委員長は、審査に必要と認めた場合、所得証明・市町村民税額証明書等の必要書類を徴することができる。

（貸与の決定）

第5条 委員長は、前条第1項の審査の結果を常任理事会に答申する。

2 常任理事会は、前項の答申に基づき奨学金貸与の可否を決定し、保護者へは学校長を通して決定内容を通知する。

（奨学金の貸与）

第6条 奨学金の貸与は、保護者が学費等振替のために指定した口座に振り込むことをもって行う。

2 保護者は、前項により奨学金の貸与を受けた場合、速やかに奨学金借用確認書を提出しなければならない。

3 奨学金の貸与額は、奨学金を受ける生徒等（以下「本人」という。）の1学年の授業料の半額とする。

4 奨学金の貸与は、本人の1学年在学中に1回のみとする。

5 貸与する奨学金には、利息をつけない。

（貸与の取消）

第7条 次の各号のいずれかの事由のあることが判明した場合、常任理事会は、すでに決定した奨学金の貸与を取消することができる。

（1）虚偽の申請等不正な方法により奨学金の貸与を受けたと認められる場合

（2）その他、本人が奨学金貸与の対象者として適当でないと認められる場合

2 奨学金の貸与後、前項第1号により奨学金の貸与が取消された場合、保護者は、奨学金を直ちに返還しなければならない。

（奨学金の返済）

第8条 奨学金は、卒業後10年以内に返済しなければならない。

2 各年次の返済額は、奨学金を返済期間で除した金額を下ることはない。

3 本人が退学・転学した場合又は在学中に死亡した場合は、前2項に準じて返済するものとする。

4 本人が卒業する場合又は前項の場合には、奨学金借用証書（返済明細書を含む。以下同じ。）を理事長に提出しなければならない。

5 前項の借用証書には、本人、保護者及び連帯保証人1名以上の署名押印を要する。

6 連帯保証人は、満30歳以上の定職ある者とし、奨学金返済に関して借用人本人と同一の義務を負う。

7 保護者は、本人が満20歳未満の期間その行為を代理し、満20歳以降は連帯保証人となる。

8 本人が卒業後上級学校に進学し、当該上級学校の在学証明書を添えて奨学金返済猶予願を理事長に提出した場合は、本人が当該上級学校の在学を終えるまで奨学金返済を猶予する。

9 本人、保護者及び連帯保証人の氏名、現住所、職業その他重要事項に変更があったときは、直ちに理事長に通知しなければならない。

（所管）

第9条 この規程に定める奨学金の貸与に関する事務は、法人事務局財務課が所管し、各学校事務室が補佐する。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、常任理事会が定める。

（改廃）

第 11 条 この規程の改廃は、関係団体の議を経て常任理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、2009年4月1日から施行する。
- 2 学校法人聖母女学院奨学金貸与規程（昭和54年2月17日制定）及び学校法人聖母女学院奨学金貸与規程運用細則（昭和54年2月17日制定）は、2009年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、2010年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

- 4 -

（様式２）

ベルナデッタ奨学金貸与決定通知書

学校 学年 組

生 徒 等 氏 名

貸与申請者（保護者）

住 所

氏 名

金

円也

但 年度授業料の半額

上記のとおり、奨学のため学費の一部を貸与することに決定しましたので通知いたします。
なお、上記貸与金額を含めた総借用金額を確認のうえ「奨学金借用確認書」をご提出下さい。

年 月 日

学校法人 聖 母 女 学 院

理事長

（様式３）

ベルナデッタ奨学金借用確認書

年 月 日

学校法人 聖 母 女 学 院

理事長 殿

学校 学年 組

生徒等 氏 名

保 護 者

住 所

氏 名

印

ベルナデッタ貸与奨学金規程に基づく総借用金額（今年度分を含む）は下記の通りであることを確認いたします。

なお、卒業又は退学する時に、連帯保証人を立て借用証書を差入れることを確約いたします。

記

総 借 用 金 額 金 円也

（内訳）	年度分	円（幼・小・中・高	学年	組）
	年度分	円（幼・小・中・高	学年	組）
	年度分	円（幼・小・中・高	学年	組）
	年度分	円（幼・小・中・高	学年	組）
	年度分	円（幼・小・中・高	学年	組）
	年度分	円（幼・小・中・高	学年	組）

（ベルナデッタ奨学金返済明細書）

氏 名

卒業（退学）時学校・学年・組 学校 学年 組

借 用 金 額 金 円也

返 済 期 間 年 月 日より平成 年 月 日まで

返 済 日 と 返 済 金 額 下記のとおり

記

返済年月日	金 額		返済年月日	金 額
年 月 日	円		年 月 日	円
年 月 日	円		年 月 日	円
年 月 日	円		年 月 日	円
年 月 日	円		年 月 日	円
年 月 日	円		年 月 日	円
年 月 日	円		年 月 日	円
年 月 日	円		年 月 日	円
年 月 日	円		年 月 日	円
年 月 日	円		年 月 日	円
年 月 日	円		年 月 日	円
年 月 日	円		年 月 日	円

日			日	
年 月			年 月	
日	円		日	円
年 月			年 月	
日	円		日	円
年 月			年 月	
日	円		日	円
年 月			年 月	
日	円		日	円
年 月			年 月	
日	円		日	円
年 月			年 月	
日	円		日	円
年 月			年 月	
日	円		日	円

以 上

（様式５）

ベルナデッタ奨学金返済猶予願

年 月 日

学校法人 聖 母 女 学 院

理事長

殿

本 人 現住所

氏 名

印

保 護 者 （ 父 ） 現住所

氏 名

印

保 護 者 （ 母 ） 現住所

氏 名

印

学校卒業後、上級学校へ進学しましたので、ベルナデッタ貸与奨学金規程の定めるところにより、別紙在学証明書を付し、下記の期間奨学金の返済猶予をお願いします。

記

年 月 日 から 年 月 日 まで

（様式6）

転居・改氏名（転籍）届

年 月 日

学校法人 聖 母 女 学 院

理事長

殿

氏 名

印

卒業（退学）時学校名

学校

（ 学年 組）

卒 業 年 度

昭和・平成

年

月

今般、転居・改氏名（転籍）いたしましたので、ベルナデッタ貸与奨学金規程の規定により、
下記のとおりお届けします。

記

新 住 所

新 氏 名

旧 住 所

旧 氏 名

（様式 7）

勤 務 先 （ 変 更 ） 届

年 月 日

学校法人 聖 母 女 学 院

理事長 殿

氏 名 印

卒業（退学）時学校名

学校

（ 学年 組）

卒 業 年 度 昭和・平成 年 月

今般、下記へ勤務いたしましたので、ベルナデッタ貸与奨学金規程の規定により、
下記のとおりお届けします。

記

1. 勤 務 先 名

2. 勤務先住所 〒

電話（ — — ）

（様式 8）

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

学校法人 聖 母 女 学 院

理事長

殿

本 人 氏 名

印

卒業（退学）時学校名

学校

（ 学年 組）

卒 業 年 度

昭和・平成 年 月

新連帯保証人

住 所

氏 名

印

下記のとおり変更いたしたく、ベルナデッタ貸与奨学金規程の規定により、お届けします。

記

1. 新連帯保証人

氏 名

生 年 月 日

年 月 日生

本人との続柄

2. 旧連帯保証人

氏 名

3. 変 更 事 由